

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月30日
【発行者の名称】	株式会社レックスアドバイザーズ (Rex Advisors Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡村 康男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03-5510-1131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 山中 昂
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社レックスアドバイザーズ https://www.rex-adv.co.jp/ir 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 中間会計期間	第23期	第24期
会計期間	自2026年1月1日 至2026年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	701,562	1,525,132	1,547,424
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△51,873	54,902	3,673
中間純損失(△) 又は当期純利益 (千円)	△34,995	24,329	9,234
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	60,000	60,000	60,000
発行済株式総数 (株)	849,000	8,490	8,490
純資産額 (千円)	611,593	639,376	648,063
総資産額 (千円)	802,608	886,508	880,406
1株当たり純資産額 (円)	720.37	753.09	763.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間純損失(△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△41.22	28.66	10.88
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.2	72.1	73.6
自己資本利益率 (%)	—	3.8	1.4
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△89,115	110,649	△8,051
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4,220	△28,163	9,940
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4,662	△12,480	△11,772
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	532,230	640,110	630,227
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	88 (23)	82 (20)	88 (22)

(注) 1. 当社は、第25期中間会計期間より中間財務諸表を作成しております。

2. 当社は、子会社が存在しないため、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったため記載しておりません。

6. 第25期中間会計期間の自己資本利益率は、中間純損失であるため記載しておりません。

7. 当社株式は、2026年7月22日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、株価収益率を記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。なお、当社雇用の人材派遣スタッフ及び人材会社からの派遣スタッフについては、従業員数及び臨時雇用人員数には含まれておりません。
9. 2026年4月1日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。
10. 第25期中間会計期間の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、有限責任パートナーズ総合監査法人の期中レビューを受けております。また、第24期事業年度の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき有限責任パートナーズ総合監査法人の監査を受けておりますが、第23期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88(23)	36.4	4.8	5,798

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、当社雇用の派遣スタッフ及び人材会社からの派遣スタッフについては、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。また、臨時雇用者は含まれていません。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時雇用者は含まれていません。
4. 当社は人材支援事業の単一セグメントであるため、内訳の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(全般的概況)

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続いたものの、物価上昇による個人消費への影響や米国の通商政策、金融資本市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。また、国内の雇用情勢については、厚生労働省が公表した2026年6月の有効求人倍率は1.18倍となり（「一般職業紹介状況（令和8年6月分）について」厚生労働省調べ）、依然として人材の需要は高い状況が続いております。

このような経営環境の中、当社は「人と企業の成長支援」という理念のもと、主要顧客である監査法人や税理士法人等のアカウンティング・ファームの他、一般事業会社のプロフェッショナル人材需要に注力してまいりました。また、アカウンティングナビによる経理人材全般の紹介にも注力し、サービスラインの充実と業容の拡大を図ってまいりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

主な項目ごとの経営成績の状況は以下のとおりです。

(売上高)

・人材紹介サービス

人材紹介サービスについては、会計領域でのシェア拡大、一般事業会社でのシェア拡大を目指して、①コンサルタントの中途採用、②新規登録者獲得のための広告体制の強化に加え、③社員育成、定着を専任とする部署の設置等の施策を実施しました。

①については、フルフレックス制度、在宅勤務制度等の柔軟な働き方をアピールすることによりコンサルタント6名の採用に成功しております。

②については、競合他社との競争が激化するなか、広告費の増額、SEO体制の強化、積極的な駅看板の掲出等により新規登録者の獲得に貢献しております。

③については、各人に合わせた育成計画をもとに主に中途入社社員の育成を行い、中途入社社員の早期戦力化に貢献しております。

この結果、人材紹介サービスの売上高は480,328千円となりました。

・人材派遣サービス

人材派遣サービスについては、売上高は194,724千円となりました。

・求人媒体サービス

求人媒体サービスについては、売上高は17,134千円となりました。

・その他サービス

その他サービスについては、売上高は9,375千円となりました。

結果として、当中間会計期間における売上高は701,562千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失、中間純損失)

販売費及び一般管理費については、主に事業拡大に向けた人員数増加による人件費の増加及び求職者の登録獲得に係る広告宣伝費の増加等の影響により、575,494千円となりました。結果として、当中間会計期間における営業損失は51,807千円、経常損失は51,873千円、中間純損失は34,995千円となりました。

なお、当社は人材支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前事業年度末に比べ97,997千円減少し、532,230千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の減少は、89,115千円となりました。その主な要因は、税引前中間純損失の計上51,873千円、前払費用の増加による減少17,650千円、未払消費税の減少による減少12,626千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、4,220千円となりました。その要因は、有形固定資産の取得による支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は、4,662千円となりました。その要因は、長期借入金の返済による支出であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

a 生産実績及び受注実績

当社は、国内において人材支援事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績及び受注実績の記載に馴染まないため、省略しております。

b 販売実績

当社は、「人材支援事業」の単一セグメントであります。当中間会計期間のサービス別の販売実績は、以下のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
人材紹介	480,328	—
人材派遣	194,724	—
求人媒体	17,134	—
その他	9,375	—
合計	701,562	—

（注） 1. 当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比は記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当期販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年6月23日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviserとの契約について)

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2026年7月22日に上場いたしました。当社では、宝印刷株式会社（以下「同社」という。）を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2026年1月1日に同社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は、以下の通りです。

なお、当該中間会計期間の末日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
(b) 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等
が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普

通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 当社が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている

子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の效果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は631,471千円となり、前事業年度末に比べ92,015千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が97,997千円減少したことによるものであります。固定資産は171,136千円となり、前事業年度末に比べ14,217千円増加いたしました。これは主に繰延税金資産が18,458千円増加したことによるものであります。この結果、総資産は802,608千円となり、前事業年度末に比べ77,797千円減少いたしました。

(負債)

負債合計は191,015千円となり、前事業年度末に比べ41,327千円減少いたしました。これは主に未払費用が13,468千円減少したこと、未払消費税が12,635千円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産合計は611,593千円となり、前事業年度末に比べ36,470千円減少いたしました。これは主に、中間純損失を34,995千円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物附属 設備	工具、器具 及び備品	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	25,733	9,519	35,253	72 (22)
大阪支社 (大阪府大阪市北区)	事務所設備等	2,021	806	2,828	11 (1)
名古屋支社 (愛知県名古屋市中区)	事務所設備等	976	157	1,133	3 (-)
岡山オフィス (岡山県岡山市北区)	事務所設備等	-	52	52	1 (-)
福岡オフィス (福岡県福岡市中央区)	事務所設備等	-	52	52	1 (-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 当中間会計期間における全拠点合計の賃借料は、30,113千円であります。
3. 当社は、人材支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員数は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,396,000	2,547,000	849,000	849,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	3,396,000	2,547,000	849,000	849,000	—	—

- (注) 1. 2026年3月13日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済株式総数は840,510株増加し、849,000株となっております。
2. 2026年3月27日開催の定時株主総会決議により、2026年4月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は3,376,000株増加し、3,396,000株となっております。
3. 2026年3月27日開催の定時株主総会決議により、普通株式100株を1単位とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。
4. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式75,500株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2020年12月14日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	26 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	26,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	558 (注) 2 3	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年12月15日 至 2030年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 558 資本組入額 279	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第2回新株予約権（2023年3月15日定時取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	349 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,900 (注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,646 (注) 2 3	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年3月16日 至 2033年3月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,646 資本組入額 823	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、	同左

	当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第3回新株予約権（2023年6月15日定時取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	54 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400 (注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,646 (注) 2 3	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年6月16日 至 2033年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,646 資本組入額 823	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第4回新株予約権（2023年6月30日臨時取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	92 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,200 (注) 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,646 (注) 2 3	同左

新株予約権の行使期間	自 2025年7月1日 至 2033年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,646 資本組入額 823	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、第1回新株予約権については1,000株、第2・3・4回新株予約権については100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 2026年3月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年4月1日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年4月1日 (注)	840,510	849,000	—	60,000	—	420,291

(注) 株式分割(1:100)によるものです。

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
岡村 康男	東京都練馬区	389,900	45.92
森田 和彦	東京都杉並区	120,000	14.13
株式会社アドバンス	埼玉県新座市大和田2-1-39	104,000	12.25
合同会社ASYC	東京都練馬区高松4-5-5	80,000	9.42
株式会社NHパートナーズ	東京都千代田区永田町2-11-1	53,000	6.24
大谷 貴志	東京都渋谷区	52,000	6.12
林 南平	東京都港区	25,000	2.94
茂田井 純一	千葉県千葉市美浜区	12,000	1.41
石坂 健	東京都品川区	8,500	1.00
山中 昂	東京都北区	1,500	0.18
計	—	849,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 849,000	8,490	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	849,000	—	—
総株主の議決権	—	8,490	—

(注) 1. 2026年3月13日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付けで普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は840,510株増加し、849,000株となっております。

2. 2026年3月27日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年4月1日付けで定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は、2026年7月22日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、それ以前については、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報については記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任パートナーズ総合監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	630,227	532,230
売掛金	70,530	65,997
前払費用	19,344	37,018
その他	6,446	464
貸倒引当金	△3,061	△4,239
流動資産合計	723,487	631,471
固定資産		
有形固定資産	39,858	39,321
無形固定資産	9,859	8,521
投資その他の資産	107,200	123,293
固定資産合計	156,918	171,136
資産合計	880,406	802,608

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	7,992	7,992
未払金	44,692	47,427
未払費用	46,925	33,457
未払法人税等	3,477	771
契約負債	3,125	2,718
返金負債	1,094	714
預り金	18,567	11,857
賞与引当金	38,397	35,269
その他	22,264	9,638
流動負債合計	186,537	149,845
固定負債		
長期借入金	30,676	26,014
資産除去債務	15,129	15,155
固定負債合計	45,805	41,169
負債合計	232,342	191,015
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
資本剰余金	473,892	473,892
利益剰余金	108,297	73,302
株主資本合計	642,189	607,194
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,873	4,399
評価・換算差額等合計	5,873	4,399
純資産合計	648,063	611,593
負債純資産合計	880,406	802,608

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	701,562
売上原価	177,875
売上総利益	523,687
販売費及び一般管理費	※ 575,494
営業損失 (△)	△51,807
営業外収益	
受取利息	489
受取配当金	126
受取補償金	1,020
営業外収益合計	1,636
営業外費用	
支払利息	170
支払保証料	81
障害者雇用納付金	1,450
営業外費用合計	1,701
経常損失 (△)	△51,873
税引前中間純損失 (△)	△51,873
法人税、住民税及び事業税	771
法人税等調整額	△17,648
法人税等合計	△16,877
中間純損失 (△)	△34,995

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△51,873
減価償却費	4,939
のれん償却額	1,157
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,178
受取利息及び受取配当金	△615
支払利息	170
売上債権の増減額 (△は増加)	4,532
前払費用の増減額 (△は増加)	△17,650
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△12,626
未払金の増減額 (△は減少)	2,734
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,127
返金負債の増減額 (△は減少)	△380
その他	△14,403
小計	△85,964
利息及び配当金の受取額	521
利息の支払額	△193
法人税等の支払額	△3,477
営業活動によるキャッシュ・フロー	△89,115
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,220
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△4,662
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,662
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△97,997
現金及び現金同等物の期首残高	630,227
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 532,230

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000千円	100,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	210,593 千円
賞与引当金繰入額	35,269 "
貸倒引当金繰入額	1,178 "
広告宣伝費	111,920 "
減価償却費	6,097 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	532,230 千円
現金及び現金同等物	532,230 千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

(単位: 千円)

サービスの名称	報告セグメント
	人材支援事業
人材紹介	480,328
人材派遣	194,724
求人媒体	17,134
その他	9,375
顧客との契約から生じる収益	701,562
その他の収益	—
外部顧客への売上高	701,562

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

当社の事業セグメントは、人材支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△41円22銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△34,995
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△34,995
普通株式の期中平均株式数(株)	849,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式は存在するものの、当社株式は当中間会計期間末において非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2026年4月1日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載しております。

(重要な後発事象)

取得による企業結合

当社は、2026年8月31日開催の取締役会において、合同会社ユメカタリストの持分を取得して完全子会社化することについて決議し、同日付で持分譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：合同会社ユメカタリスト

事業の内容：研修事業

(2) 企業結合を行った主な理由

合同会社ユメカタリストは、大手コンサルティングファームに向けて、ロジカルシンキングやプレゼンテーションといった、ビジネスの基礎スキルを習得するための研修を提供しています。こうしたビジネスの基礎スキルは、AIによる労働力代替が進む世界においても、人間が持ち続けるべきスキルです。

人と企業の成長支援を掲げる当社にとって、同社の提供する研修事業は非常に親和性が高く、また当社の顧客企業にとっても魅力的な事業だと判断し、同社持分を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2026年10月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として持分を取得することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価

取得の対価	現金	60,000千円
取得原価		60,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 21,700千円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 30 日

株式会社レックスアドバイザーズ

取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人

東京都中央区

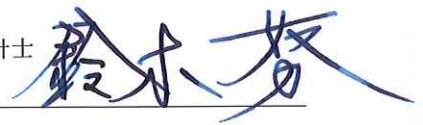
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レックスアドバイザーズの 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの第 25 期事業年度の中間会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レックスアドバイザーズの 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上